



## 目次

・ 理事長 挨拶	2
・ 第46回通常総代会開催	2
・ 令和4年度 事業計画・予算	3
・ 令和4年度 賦課基準と 期限内納付のお願い	6
・ 東北農政局会津北部建設所から	7
・ 事業実施状況	8
・ かんがい用水の運用	10
・ お知らせ	11
・ 届出を忘れずに	12

関柴小学校「生きもの調査」の様子



会津北部土地改良区  
理事長 佐藤 雄一

## 理事長あいさつ

組合員の皆さまには、日頃から土地改良区の業務運営、事業推進にあたり心からのご協力を賜り誠にありがとうございます。当区では農業の基盤となるダム・頭首工・幹線用水路など老朽化した施設の改修を国営かんがい排水事業及び県営事業で実施しております。平成28年度の事業開始から国・県・市町村・関係各位のご尽力で、順調に進捗しているところでございます。大平沼発電所は更新を完了し、令和4年4月7日に無事運転を再開することができました。小水力発電は再生可能エネルギー利用推進のみならず、固定価格により20年間の買取が適用され、売電による収益の一部は、土地改良施設管理経費に充当することができ、組合員負担の軽減に大きく寄与するものとなります。業務運営では、長期未収賦課金の解消に向けて、役職員による個別訪問交渉等を強化し改善に努めており、令和3年度は滞納処分の認可を県知事より受け、預貯金を差押え、強制徴収を実施したところです。今後も組合員経費負担の公平性を保つため、直接納付交渉・法的措置はもとより、農地集積による営農形態の変化に合わせ、所有者または耕作者いずれかからでも賦課金を徴収できる手法を検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症は一向に収束せず、さらに、不安定な世界情勢は、今後の経済に大きく影響を与えるのではと懸念されますが、当区の事業運営に支障を来すことがないように、土地改良施設の適正な管理と農業用水の供給、それに伴う組合員負担の軽減に、役職員一丸となって努力してまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 第46回 通常総代会 開催

### 提出議案

- 報告第1号 令和3年度中間監査報告について
- 議案第1号 令和3年度一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支補正予算について
- 議案第2号 過年度発行賦課金の不納欠損処分について
- 議案第3号 令和4年度事業計画について
- 議案第4号 令和4年度賦課金の賦課徴収及び地区除外決済金について
- 議案第5号 令和4年度長期借入金について
- 議案第6号 令和4年度一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支予算について
- 議案第7号 令和4年度予算外負担契約について



堀総括監事による監査報告



議長を務め議事を進める奥川総代



承認をする総代の皆様

第46回会津北部土地改良区通常総代会は、令和4年3月25日午前9時より当区大会議室において、新型コロナウイルス感染対策を取りながら開催されました。

総代定数50名中41名の出席を得て、議長に奥川 維之総代（北塩原村）が選出され、議事録署名人に手代木 義一総代（豊川町）、渡部 三治総代（熱塩加納町）が指名されました。

報告1件、議案7件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。

# 令和4年度 事業計画・予算

## 1. 事業計画

### (1) 日中ダム水系基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則 (期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	34,420千円	代かき期：5月 6日～ 5月20日 普通期：5月21日～ 9月 6日 非かんがい期：9月 7日～翌5月 5日	国営施設：日中ダム等 H30.2 農林水産大臣 県営施設：半在家等 H30.2 福島県知事 団体営施設：中江堰等 H27.7 会津北部土地改良区

※非かんがい期においては、管理対象施設の保全及び地域用水確保の観点から、水利使用規則に定める非かんがい許可量と年間総取水量を越えない範囲で、管理用水の通水に努める。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記			
中央管理センター	—				—	TM/TC 親局1 子局27(国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録			
松野頭首工	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.917m <sup>3</sup> /s			
下台頭首工	田付川				445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸 最大取水量1.663m <sup>3</sup> /s			
塩川頭首工	田付川				522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量1.640m <sup>3</sup> /s			
大平沼ダム	濁川	福島県 (農林水産省)	土地改良区 農林水産省	譲与 受託	609.9	堤体：県営災害復旧 S43 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量1,848千m <sup>3</sup>			
関柴ダム	姥堂川				1,190.1	堤体：県営大規模かん排 S34 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量 935千m <sup>3</sup>			
半在家頭首工	濁川	福島県	土地改良区	譲与	173.7	固定堰 土砂吐ゲート1門取水工右岸 最大取水量0.473m <sup>3</sup> /s			
松野本頭首工	濁川				392.1	可動堰 河川ゲート5門取水工右岸 最大取水量1.502m <sup>3</sup> /s			
慶徳頭首工	濁川				178.9	ゴム堰 河川ゲート4門取水工左岸 最大取水量0.559m <sup>3</sup> /s			
一の堰頭首工	田付川				149.8	起伏堰 河川ゲート3門取水工左岸 最大取水量0.550m <sup>3</sup> /s			
堂畑頭首工	姥堂川				129.4	ゴム堰 河川ゲート2門取水工右岸 最大取水量0.456m <sup>3</sup> /s			
綱取頭首工	大塩川				328.2	固定堰 土砂吐ゲート1門取水工右岸 最大取水量1.186m <sup>3</sup> /s			
諏訪頭首工	大塩川				104.9	ゴム堰 河川ゲート2門取水工左岸 最大取水量0.338m <sup>3</sup> /s			
三吉頭首工	大塩川				244.8	可動堰 河川ゲート2門取水工右岸 最大取水量0.792m <sup>3</sup> /s			
栗生沢堰	押切川				福島県			35.2	既設利用・県ぼ改修
中江堰	濁川				県(河川)	土地改良区	譲与	44.1	濁川河川改修補償施設
小塩堰	大塩川	県(河川)			41.0	大塩川河川改修補償施設			
幹線用水路	—	農林水産省	農林水産省	受託	—	5路線 日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産			
支線用排水路	—	県・土改区	土地改良区	譲与等	—	県営かん排・団体営かん排など			
中の沢揚水機	—	土改区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛			
無行帰沼	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池			

※受益面積は水利使用規則・重複あり

### (2) 遠田貝沼水系揚水機等基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則 (期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	3,900千円	代かき期：5月 6日～5月15日 普通期：5月16日～9月 6日	団：遠田貝沼用水樋管 R4.2申請会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記
遠田貝沼揚水機場及び導水路	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	174.7	渦巻きポンプ450mm電動機132kw 渦巻きポンプ350mm電動機75kw VUφ500~600パイプライン 分水工N=2 最大取水量0.567m <sup>3</sup> /s

### (3) 遠田第二揚水機維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則 (期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	935千円	代かき期：5月 6日～5月15日 普通期：5月16日～9月 6日	団：遠田第二揚水機 R3.2 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記
遠田第二揚水機	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	29.7	渦巻きポンプ250mm電動機15kw 最大取水量0.088m <sup>3</sup> /s

(4) 基幹水利施設管理事業 八方頭首工 操作管理受託事業

内容	事業費	受託施設諸元						
		河川	造成主体	所有	管理者	形態	受益面積 (ha)	諸元
喜多方市、北塩原村、会津坂下町が管理者である国営八方頭首工の操作管理業務を受託する。	3,950千円	押切川	農林水産省	農林水産省	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	受託	2,768.3	可動堰 河川ゲート4門 取水工両岸 最大取水量5.851 m³/s

(5) 大平沼発電事業

内容	事業費	発電所施設諸元					付記
		河川	造成主体	所有	形態	諸元	
国営会津北部農業水利事業で造成された大平沼発電所の管理を受託し発電事業を実施する。 発電収益により関連施設の電気料を賄うとともに他の土地改良施設維持管理経費の負担軽減を実施する。	37,211千円	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	最大出力 570KW 計画発生電力 3,200Mwh/年	令和4年度 売電見込額 57,700千円 購入電気料金 電気料金予定額 7,000千円 一般会計へ施設管理費 充当見込額 21,000千円

2. 地区面積および組合員数

項目	喜多方市				北塩原村	会津坂下町	湯川村	計	
	市町村	旧喜多方市	旧塩川町	旧熱塩加納町					
地区面積 (ha)		2,796.7	1,217.6	589.2	4,603.4	161.2	7.9	1.4	4,773.9
田		2,773.8	1,217.6	542.9	4,534.2	161.2	7.9	1.4	4,704.7
畑		22.9	0.0	46.3	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
組合員 (人)		2,187	811	557	3,555	149	37	1	3,742

3. 関連事業実施計画

(1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全体計画	令和3年度まで	令和4年度計画	令和5年度以降	付記
会津北部土地改良区	内容	国営造成施設 保全対策工 八方頭首工 ほか3頭首工 八方幹線用水路 ほか4路線 日中ダム 取水塔管理橋 大平沼・関柴ダム 取水放流設備 小水力発電所 水管理システム 更新・新設 一式  測量試験費  営繕費等事務費	八方外3頭首工 保全対策 一式  八方幹線用水路 ほか3路線 保全対策 一式  大平沼・関柴ダム 保全対策 一式  大平沼小水力発電所 水車・発電機更新  頭首工等実施設計 一式 営繕費等事務費	日中ダム 取水塔管理橋補修 一式  関柴ダム 分水施設補修 一式  下台・松野・塩川頭首工 補修工事 一式  水管理施設更新 一式 2期工事(3年国債)  頭首工等実施設計 一式 営繕費等事務費	国営造成施設 保全対策工  測量試験  営繕費等事務費	平成28・29年度 事業費負担分 国 66.66% 県 17.00% 市町村 8.17% 受益者 8.17%  平成30年度 事業費負担分より 国 66.66% 県 19.34% 市町村 9.00% 受益者 5.00%
	事業費	5,806,000千円	3,441,000千円	874,000千円	1,491,000千円	工期 H28~R6(9年間)

(2) 県営水利施設等保全高度化事業

地区名	区分	全体計画	令和3年度まで	令和4年度計画	令和5年度以降	付記
会津北部土地改良区	内容	県営造成頭首工 ・用水路 施設機械等 保全対策工一式 用水路 保全対策工一式  測量試験費 一式	<頭首工> 半在家外7頭首工 電気設備更新 半在家外2頭首工 開閉装置点検整備  <用水路> 半在家用水路外3路線 保全対策工  実施設計	R03追加補正繰越予算 R04当初予算  <頭首工> 慶徳頭首工 電気設備更新 諏訪頭首工 取水暗渠補修  <用水路> 半在家用水路外4路線 保全対策工  実施設計	県営造成施設 保全対策工  測量試験	【事業費負担分】 国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
	事業費	500,000千円	331,000千円	47,000千円 (※ 50,000千円)	122,000千円	工期 H30~R5(6年間)

※令和3年度追加補正予算を次年度へ繰越し、令和4年度に工事を実施する。

(3) 市町村営事業【土地改良区への支援・関連施設の管理事業】

事業名	事業費	事業実施主体	付記
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	4,375千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	土地改良区への操作委託費 3,099千円 国30% 県30% 市町村20% 組合員負担20%
国営造成施設管理体制整備促進事業	8,080千円		多面的経費支援 補助対象 通常管理経費の37.5%以内 国50% 県25% 市町村25% 組合員負担なし

(4) 県営日中ダム管理事業

年度事業費	施設管理者／持分			管理形態	持分事業費	組合員負担額	付記	ダム諸元	
								造成	付記
120,196千円 内訳 人件費 22,937千円 運営費 39,097千円 整備費 58,162千円	農水	農水	農水	49.0%	58,890千円	14,423千円	市町村補助金 3,529千円	農林水産省	<b>【非洪水期11月1日～6月13日】</b> 満水位 標高 480m 総貯水量 24,600千m <sup>3</sup> 有効貯水量 23,100千m <sup>3</sup> <b>【洪水期 6月14日～10月31日】</b> 満水位 標高 463m 洪水調整容量 11,000千m <sup>3</sup> 農業用水容量 11,300千m <sup>3</sup> 水道用水容量 800千m <sup>3</sup>

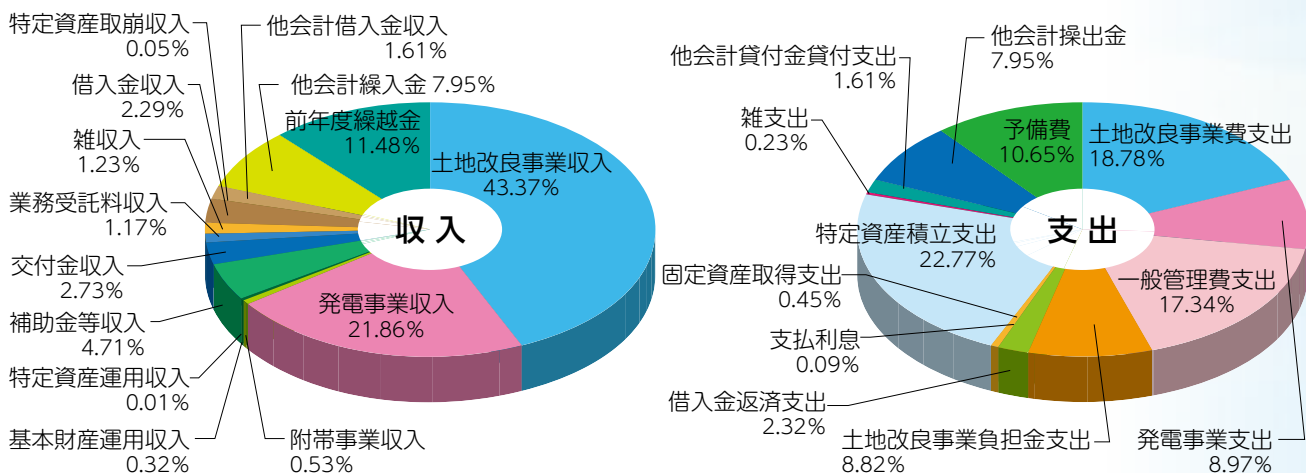
4. 予算 — 令和4年度の一般会計並びに大平沼発電事業特別会計の収入と支出となります。 —

収支予算書 総括表 予算額 264,000千円

(単位:千円)

収入				支出			
科目	予算額			科目	予算額		
	一般会計	発電特会			一般会計	発電特会	
土地改良事業収入	114,487	114,487	0	土地改良事業費支出	49,588	49,588	0
発電事業収入	57,700	0	57,700	発電事業支出	23,691	0	23,691
附帯事業収入	1,400	1,400	0	一般管理費支出	45,778	43,198	2,580
基本財産運用収入	842	842	0	土地改良事業負担金支出	23,289	23,289	0
特定資産運用収入	27	26	1	借入金返済支出	6,136	6,136	0
補助金等収入	12,432	12,432	0	支払利息	229	229	0
交付金収入	7,200	7,200	0	固定資産取得支出	1,201	1,001	200
寄付金収入	1	1	0	特定資産積立支出	60,122	47,689	12,433
業務受託料収入	3,099	3,099	0	雑支出	603	601	2
雑収入	3,243	3,240	3	国庫納付金支出	1	0	1
借入金収入	7,900	7,900	0	他会計貸付金貸付支出	4,240	4,240	0
特定資産取崩収入	129	124	5	他会計借入金返済支出	1	0	1
他会計貸付金回収収入	1	1	0	他会計繰入金	21,000	0	21,000
他会計借入金収入	4,240	0	4,240	前年度繰越金	30,299	30,248	51
他会計繰入金	21,000	21,000	0	収入合計	264,000	202,000	62,000
前年度繰越金	30,299	30,248	51	支出合計	264,000	202,000	62,000

構成比



# 令和4年度 賦課基準

**賦課金**は維持管理計画書（県知事認可）に定める3水系の維持管理事業、国・県営大規模基幹施設保全対策事業、県営日中ダム管理事業受益者負担金、改良区運営費等の主要な財源です。

今後も発電事業による売電、国・県補助事業の積極的取り組みにより組合員の**維持管理費負担軽減**を図ります。

	前 期	後 期
賦課発行	6月17日	9月15日
納付期限	7月21日	10月20日

## 10aあたり賦課基準額

賦課金は4月1日現在の土地改良区土地原簿面積で算定します。

賦課種別	賦課金額 (千円)	対象面積 (ha)	10aあたり賦課単価(円)				発行日	納付 期限日	付記	
			年度単価	前期	後期					
経常賦課	一般経常賦課金	4,691.14	1,100	田 550	田 550	前期 6月17日	7月21日			
		69.26	330	畑 165	畑 165	後期 9月15日			10月20日	
	一般経常無行帰沼賦課金	59	13.55	440	田 440	前期 6月17日	7月21日			
	日中ダム水系基幹施設 維持管理賦課金	49,765	4,524.13	1,100	田 畑	550 田 550	前期 6月17日		7月21日	
										後期 9月15日
遠田貝沼揚水機等基幹施設 維持管理賦課金	3,923	206.59	1,900	田 950	田 950	前期 6月17日	7月21日			
遠田第二揚水機 維持管理賦課金	947	29.67	3,200	田 1,600	田 1,600	後期 9月15日		10月20日		
特別 賦 課 金	日中ダム水系基幹施設 県営・団体営事業賦課金	4,516.24	114		田 畑	114	後期 9月15日	10月20日	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	
		7.89	55		田	55				
	沼川地区事業賦課金	45	11.70	385	田 385		前期 6月17日	7月21日		
	諏訪県営事業償還賦課金	287	33.20	430		田	430	後期 9月17日	10月20日	旧喜多方 旧塩川
			39.54	368		田	368			
	諏訪県営事業 暗渠排水償還賦課金	148	11.43	1,301		田	1,301			
	諏訪県営事業 客土償還賦課金	38	1.95	1,998		田	1,998			
	天井沢県営事業償還賦課金	60	55.15	111		田	111			
	天井沢県営事業 暗渠排水償還賦課金	37	4.21	879		田	879			
	天井沢県営事業 客土償還賦課金	3	0.30	1,226		田	1,226			
	天井沢県営事業 区画整理 第1工区償還賦課金	10	0.80	1,343		田 畑	1,343			
	天井沢県営事業 区画整理 第2工区償還賦課金	25	0.60	4,328		田	4,328			
	反田県営事業償還賦課金	334	39.23	853		田 畑	853			
	反田県営事業 暗渠排水償還賦課金	5	0.68	750		田	750			
	反田県営事業 客土償還賦課金	23	0.77	3,000		田	3,000			

### 期限内の納付を

納付期限を過ぎますと日数に応じて年率**9.3%**が**過怠金として加算**されます。  
期限内の納付をお願いいたします。



近年、中間管理権や農業委員会議決による利用権が設定された農地において、賃借料を受けているにもかかわらず、賦課金の滞納が発生し問題化しております。

所有者が組合員で賦課金が未納となる場合、耕作している方に多大な迷惑がかかりますので、速やかにご納入くださるようお願いいたします。

領収書は大切に保管してください。

領収書の再発行はいたしかねます。 賦課金納付証明書には1件100円の手数料が必要です。

**賦課金納付には口座振替を是非ご利用ください。【ご利用できる金融機関】**

1. JA会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
2. ゆうちょ銀行

通帳からの振替日(口座引落日)は納付期限と同日、前期7月21日・後期10月20日です。

お手数をお掛けしますが、**納付期限の前日までに**、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

【お問合せ窓口】

総務課

0241-22-7356



### 令和3年度滞納処分実施状況について

滞納者には電話連絡、文書による催告・戸別訪問を実施して滞納賦課金の回収に努めています。それでも回収できない場合には、組合員経費負担の公平性の観点から、土地改良法第39条第5項に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が滞納処分を執行することになります。

県知事認可：6件  
財産調査：3件  
差 押：1件

## 農林水産省東北農政局 会津南部農業水利事業所 会津北部農業水利事業建設所 太田 浩樹 所長 ご挨拶

4月1日付の異動により、仙台市の東北農政局農村振興部事業計画課から会津北部農業水利事業建設所長に着任いたしました。会津北部土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より、会津北部農業水利事業の推進にご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

令和2年から大流行している新型コロナウイルス感染症の影響で、この間、食をめぐる情勢も大きく変わってきております。外食の減少、自宅での食事・料理の増加、流通ではインターネット通販の売上げが増えるなど、これら食の需給形態の変化は、今後、農業生産や農業経営の現場にも影響が及んでくるものと思われまます。

これらに加え、昨今の不穏な国際情勢もあり、我が国において将来にわたり国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し続けるためには、食の基礎となる農業基盤整備の重要性はますます高まっております。そして、私たちがその責務を担っていくことには変わりありません。会津北部地区において、国営会津北部農業水利事業を円滑に実施し、組合員の皆様のご期待に応えられるよう進めてまいります。

本事業につきましては、昨年度は大平沼小水力発

電施設改修工事、八方頭首工改修工事が完成し、下台頭首工改修工事、水管理施設改修工事等に着手し、令和3年度末の事業全体の進捗率は62%に達しました。今年度は、松野及び塩川頭首工の改修工事、日中ダム取水塔管理橋の耐震工事に着手する予定で、いよいよ事業は終盤へと移行する時期となります。引き続き皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

これらを実施する建設所職員は、4月に11人中2名が新メンバーとして入れ替えとなり、職員一同、力を合わせて事業を着実に進めていく所存であります。

また私事、福島県勤務は初めてですが、由緒ある名所名物が多くある会津の地の魅力を堪能する機会が得られ、非常にありがたく思っているところです。

貴土地改良区、組合員の皆様の益々の繁栄をご祈念しご挨拶といたします。



### 2. 会津北部農業水利事業建設所 職員紹介

氏名	役職	担当業務	出身地
太田 浩樹*	所長	総括	青森県
西尾 光弘	工事課長	副総括	福井県
齋 須 秀 樹	技術専門官	対外協議・工事関係・調査設計	福島県
堀 内 康 司*	技術専門官	予算管理・調査設計・工事関係・対外協議	福島県
三 星 由 未	庶務係員	庶務関係	福島県
高 橋 猛	用地補償係長	用地補償関係	新潟県
夏 井 賢 一	行政専門員	用地補償関係	福島県
後 藤 健太郎	設計係員	予算管理・調査設計・工事関係・対外協議・工事事務	宮城県
金 子 一 好	工事係長	調査設計・工事関係・対外協議	山形県
上 野 尚	非常勤職員	庶務関係	福島県
金 上 初 夫	非常勤職員	運転手	福島県

\* 4月から着任しました。よろしくお願ひします。



## 関連事業実施状況

各事業実施に際しましては、工事に伴う頭首工・分水工からの通水停止や水廻しのご協力ありがとうございます。関係機関のご尽力のもと、順調に進捗しております。

今後も工事により、非かんがい期の通水を停止する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 国営会津北部かんがい排水事業(平成28年度着手)

〈R3対象施設〉

- ・大平小水力発電所 発電機更新
- ・下台頭首工 エプロン・護岸補修、調整ゲート改修、操作室堰柱補修
- ・関柴ダム 取水ゲート・コンクリート補修等

なお大平沼小水力発電所は、令和元年より3年国債にて更新を実施し、令和4年4月7日から運転を開始しました。(大平小水力発電所については11ページ記載の記事をご覧ください。)

### 関柴ダム

工事の際は既設の取水ゲートを一度取り外し、再塗装や水密ゴムの交換を行うため、ダムの水位を下げての作業でしたが、かんがい期前には無事に満水となりました。



◀ 施工前



▲ゲート劣化状況



▲作業状況



▲ゲート巻上機点検(電機部品・通信線)

### 下台頭首工

河床エプロンの摩耗により鉄筋が露出するなど劣化が著しいことから、パネル設置による補修を実施しました。

河川内の作業は、河川を半分に締め切った作業となるため、令和3年度は右岸側を実施しました。引き続き令和4年度は左岸側を実施いたします。



▲工事開始前



▲作業状況



▲エプロン パネル設置完了



## 県営水利施設等保全高度化事業（平成30年度着手）

〈R3対象施設〉

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ・諏訪・堂畑・慶徳頭首工 | 電気設備更新           |
| ・松野右岸用水路     | 長寿命化保全対策工事（水路更新） |
| ・綱取用水路       | ゲート更新・補修         |
| ・半在家用水路      | 除塵スクリーン改修        |

頭首工の電気設備には、電機部品の耐用年数が超過しており、故障等が起きた際の交換部品も製造が終了しているため、入手困難な状況となっております。

今回の電気設備を更新を実施したことにより、今後も施設の適正な管理に努めて参ります。

▼電気設備更新作業



▼電気設備更新完了



▲施工前（半在家用水路）



▲施工後（半在家用水路）

## 土地改良施設維持管理適正化事業（令和4年度着手）

昭和61年に団体営県単かんがい排水事業により造成された「中の沢揚水機」は、定期的にポンプを分解し清掃・整備を実施していますが、ポンプの劣化により安定した揚水が難しく、建屋内での作業スペースも狭いため、今回、ポンプ及び建屋の更新を実施する計画となりました。

▼建屋 更新



◀ポンプの分解・清掃  
（左下写真の○部分）

▼ポンプ 水中ポンプへ変更



▼インペラ（羽根車）劣化状況



▲インペラ（羽根車）ゴミ詰まり

## 水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！ 掛け流しはやめましょう！

かんがい用水運用は、降水量や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放水量、頭首工取水流量、分水工流量、揚水機取水流量を判断し、河川法により許可された水利使用規則に基づき用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施しています。

用水量調整のご要望は、上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、土地改良区へご連絡ください。

配水計画に基づき運用するため個人のご要望にはお応えしかねます。

### 用排水維持管理委員会

本委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑に実施するために組織されています。

水利委員会名	行政区	水利委員会名	行政区
八方幹線1.2.3号分水	松山町(百目二貫分)	松野右岸用水路	慶徳町(松野)
八方幹線4.5.6号分水	岩月町(下岩崎)	慶徳左岸用水路	慶徳町(新宮)
八方幹線8号分水	岩月町(稲村)	慶徳右岸用水路	慶徳町(新宮)
八方幹線9号分水	関柴町(下高額)	日中幹線1・2・3号分水	熱塩加納町(日中上)
八方幹線11号分水	関柴町(上勝)	日中幹線4号分水	熱塩加納町(御林)
八方幹線13号分水	関柴町(小松)	日中幹線5・6号分水	熱塩加納町(上野)
八方幹線17号分水	熊倉町(熊倉上)	日中幹線7・8号分水	熱塩加納町(田中)
諏訪頭首工	塩川町(宮ノ目)	半在家頭首工	熱塩加納町(半在家)
三吉幹線	塩川町(中ノ目)	堂畑頭首工	豊川町(堂畑)
一の堰頭首工	豊川町(一の堰)	中江堰	上三宮町(下三宮)
塩川幹線用水路	塩川町(新井田谷地)	宇津野・栗生沢堰	熱塩加納町(栗生沢)
松野本右岸用水路	上三宮町(五分一)	沼川	岩月町(治里)
松野左岸用水路	豊川町(太郎丸)	遠田貝沼	塩川町(貝沼)
		遠田第二	塩川町(上遠田)

担当代表理事 飯野利光 担当理事 庄司英喜・高崎弘明

遠田貝沼揚水機場管理人 佐瀬恒男(下遠田) 遠田第二揚水機管理人 星慶喜(下遠田)

日中ダム水系施設巡視嘱託員 安部静雄

【お問合せ窓口】  
 事業管理課  
 0241-22-7356

該当する水系の水利委員会と調整のうえ、管理対象施設の取水量を変更します。  
 なお、水量変更後の地域間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々をお願いしています。

変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。

日中ダムの放流量は農側施設管理者である福島県農林水産部と土地改良区で協議し、放流量を決定しています。

先進の努力の結晶であり、日中ダム造成など施設整備への投資と組合員みなさまの維持管理経費負担によって配水されています。

**水田への掛け流し**は、他の組合員への迷惑となり用水不足の原因となりますので**お止めください**。

各地域の取り決めと水利委員会の指示に従ってご利用ください。

刈草の管理は徹底してください  
 下流のみなさんが困っています



水路にゴミを捨てないで  
 不法投棄は犯罪です



**警告**  
**掛け流しは  
 お止めください**  
 かんがい用水は無限ではありません  
 限りある貴重な資源であり財産です

# おしらせ

水利委員会の皆様  
早朝よりご協力  
ありがとうございました

## 水利委員会・土地改良区 代かき用水最大量 通水

例年、代かき用水の最大量通水に合わせて各地域の水利委員会の立会のもと、流量の調整を実施しています。



塩川幹線水路水利委員会

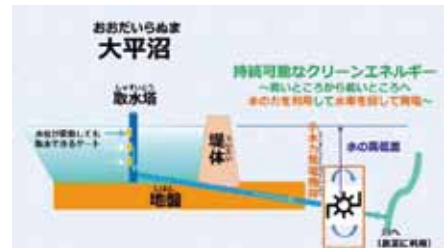


松野右岸水路水利委員会



半在家頭首工水利委員会

## 大平沼小水力発電 運転再開



令和4年3月1日発行 第90号の表紙にもなりました、大平沼小水力発電所の運転が再開されました。

運転再開にあたり、農林水産省のYoutubeチャンネル【BUZZMAFF】に大平沼ダム・大平沼発電所の紹介、発電再開の様子などを収めた動画が5月31日よりアップされております。

普段、関係者以外入ることのできない部分を見ることができます。是非ご覧ください。

URL:<https://www.youtube.com/watch?v=t47DQ7-OMfY>

チャンネル登録と高評価  
よろしくお願いいたします。

BUZZ MAFF 大平沼 検索

前事務局長 湯浅裕治さんが令和4年3月31日付けで定年退職されました。

29年間の長きにわたり会津北部土地改良区の発展並びに地域農業振興の為に尽力くださいました。

大変お世話になりました。

今後のますますのご活躍を心よりお祈りしております。

## 事務局体制

事務局長	鈴木 秀優
事業管理課長	磯部 和孝
総務課長	須田 恵香
事業管理課係長	立川 基毅
総務課副主査	遠藤 龍輔
事業管理課技師	川口 貴也
総務課主事	菊地 悠樹
総務課主事	新明なつみ

## 編集後記

昨年においてはイベントが相次いで中止となりましたが、唯一「田んぼの学校」生き物調査が実施されました。

今回の表紙は、その生き物調査の様子の写真となります。

令和4年に入り、上記でお知らせしましたが、大平沼小水力発電所運転再開という大きな出来事がありました。

事務所にお越しの際、組合員の皆様には感染症対策によりご不便お掛けすることがございますが、何卒ご協力の程よろしくお願い致します。



# 忘れずに届出ください



土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更（組合員の権利、賦課金納付等の義務）は法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの手続きでは変更できません。忘れずに土地改良区に関係書類の届出をして、手続きを行ってください。

- 農地を異動したとき（売買・利用権設定・中間管理事業・交換）
- 組合員が亡くなられたとき（相続、未登記の法定相続を含む）
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更した時



## 組合員の資格 得喪通知

【土地改良法第43条】義務

- ・ **土地改良区の組合員**（維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者）となるのは、管内農地の耕作者（使用収益権者）または所有者（未登記の法定相続を含む）です。 →【土地改良法第3条】
  - ・ 組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の**耕作者**か**所有者**のいずれかであり任意です。所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、誰が組合員となるか、**賃借料決定の前によく話し合い**、組合員が変更となる場合には**組合員資格得喪通知**（連名）の届出を土地改良区へ提出してください。福島県農業振興公社（中間管理機構）による**中間管理権決定の場合も同様**です。 →【土地改良法第43条】
- なお、耕作権（中間管理権を含む）が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合には、**農業委員会への届出と承認が別途必要**です。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が**公共事業**によって買収されたとき



## 農地転用等の通知 地区除外申請書

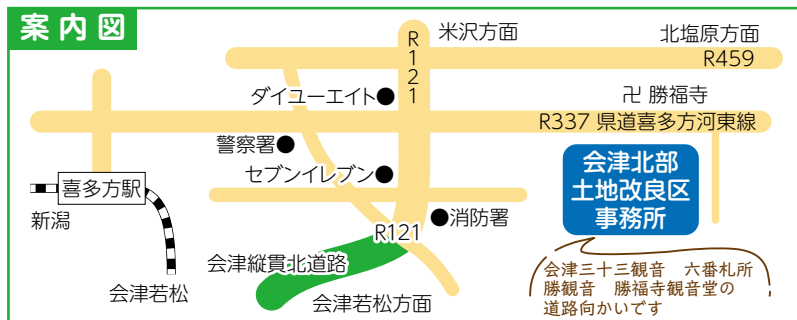
「農地転用許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は**毎月20日**です。申請はお早めをお願いいたします。期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。意見書交付には**決済金の納付、現地確認手数料・同意書発行手数料**の納入が必要です。公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納入が必要ですのでご注意ください。

### 令和4年度 決済金単価

- 日中ダム水系地区決済金 118,600円/10a
- 遠田貝沼水系地区決済金 87,100円/10a
- 遠田第二水系地区決済金 62,600円/10a

※特別賦課金対象農地である場合は別途相当分が加算されます。

### 案内図



**業務時間** 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）